

●香川県告示第177号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 略</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(29) かがわ総合リハビリテーションセンター（身体障害者福祉センターを除く。）の使用料</u></p> <p>(30)～(36) 略</p> <p><u>(37) 精神保健福祉センターの診療</u></p>	<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(29) かがわ総合リハビリテーション成人支援施設及びかがわ総合リハビリテーションこども支援施設の使用料</u></p> <p>(30)～(36) 略</p>

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。